

令和3年3月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和3年3月12日（金）午後1時30分
- 2 招集場所 大会議室
- 3 出席者
教育長 大場 健 哉
教育長職務代理者 荒 明 美恵子
二番委員 大 森 佳 彦
三番委員 遠 藤 一 幸
四番委員 高 橋 明 子
- 4 出席職員
教育部長 江 花 一 治
教育総務課長 大 瀧 浩 信
学校教育課長 武 藤 幸 意
生涯学習課長 植 村 泰 徳
文化課長 松 崎 裕 美
中央公民館長 栗 城 由 紀
学校教育課主幹 小荒井 浩
学校教育課主幹 穴 澤 正 志
教育総務課長補佐 安 藤 茂
学校教育課長補佐 油 井 弘 美
文化課長補佐 山 中 雄 志
文化課長補佐 鈴 木 美智子
中央公民館長補佐 塚 原 優 郁
- 5 閉 会 午後3時25分

教育長 それでは、改めましてこんにちは。全員おそろいですので、ただいまより令和3年3月の教育委員会定例会を始めたいと思います。開会時刻であります、13時30分ということでお願いいたします。

 続いて、2番の会期の決定であります、会期については本日1日としたいと思います、よろしいですか。

 <異議なしの声あり>

教育長 異議なしということでありますので、会期については本日1日といたします。

 3番の書記の指名に移りますが、書記につきましては、教育総務課の安藤課長補佐をお願いしたいと思いますが、ご異議ございますか。

 <異議なしの声あり>

教育長 異議なしということでありますので、書記については教育総務課安藤課長補佐をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

 続いて、4番の会議録の承認に入ります。会議録につきましては、1月、2月の定例会の会議録とあと2月の臨時会の会議録がお手元に届いていると思いますが、これらの内容等につきまして訂正等も含め何かございましたらよろしくをお願いいたします。よろしいですか。

遠藤委員 まず、すみません1月の会議録なんですが、28ページの真ん中辺、委員長となっておりますが、これ教育長だと思います。

教育長 そうですね。28ページの脇の荒明委員の下ですが、委員長、委員長となっておりますが、教育長ということでよろしいですか。では、ここ2か所訂正をお願いいたします。ほかにございますか。

遠藤委員 2月10日の議事録です。7ページ。私の発言のところで、遠藤委員から始まっていますので、これこうするんだと遠藤ですでいいと思います。

教育長 ちょっとこれ、遠藤委員の場所も1段違っていますね。

遠藤委員 場所も1段違っています。

教育長 1段違っていますね。

遠藤委員 それと、44ページなんですけれども、私の発言で、熱塩加納は、空白になっていまして低農薬のお米ってなっていますが、熱塩加納は、「さゆり米」を追加していただきたいと思います。以上です。

教育長 この点の空いているところでいいですか。さゆり米、それから低農薬のお米ということでお願いします。

 よろしいですか。今言ったのは44ページです。

高橋委員 同じく、その2月の定例会の45ページの一番下の「口座」がちょ

っと違う字だったかなと。

教育長
高橋委員

この口座は、貯金の口座でなくて、ごんべんのほうですね。

もう一ついいでしょうか。1月の定例会の7ページの20行目ぐらいの真ん中の、「す」で終わっている行の2つぐらい前のこの、区長のような出職と書いてあるのはこれは充て職のことかなと思いました。以上です。

教育長

分かりますか。上から1、2、3、4、5、6、7、8、9……上から19行目ですね。区長のような「出職」というか、これ「充て職」かなと。よろしいですか。では、そのようにご訂正お願いします。

ほかにございましたら、お願いいたします。

では、ご承認方よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

教育長

では、3つの会議録のほうですが、承認されましたので、よろしくお願いいたします。

続いて、5番の報告事項に移ります。

初めに、行事等の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開きください。

前回2月の定例会開催日の2月10日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり5件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上でございます。

教育長

行事等の報告について、今、説明ありましたが、ご異議等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議なしということですので、行事等の報告についてはこの程度といたします。

続いて（2）番の教育長の報告ということで、報告が3件あります。

初めに、報告第15号共催及び後援の承認についてお願いいたします。事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、報告第15号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、2月の定例会以降、共催を1件、後援を3件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2

条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

内容等につきましては各所管課から説明をさせていただきます。以上です。

生涯学習課長

共催からご説明申し上げますので、3ページをご覧いただきたいと思います。

1番、事業名、蔵のまち喜多方桜ウォーク2021であります。

開催日につきましては、4月17日土曜日であります。

なお、会場の部分、間違っておりました。訂正をさせていただきます。大変申し訳ありません。喜多方市厚生会館となっておりますが、正式には喜多方市押切川公園スポーツ広場、それから日中線記念自転車歩行者道外でありました。大変申し訳ありませんでした。

申請者以下につきましては、記載のとおりであります。

なお、この事業の内容でありますけれども、毎年実施をしておりますこの桜ウォークにつきましては、本市の自然な豊かなPR、それからウォーキングを通じた健康体力づくりを目的に実施をしているところであります。

なお、この4月のウォーキングの実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、これまで2キロ、5キロ、10キロの3コースで実施をまいりましたが、今年は5キロコースのみとしまして、参加者の上限も県内在住の方々を対象に800人と限定して実施する内容となっているところであります。以上です。

教育長

ありがとうございます。

学校教育課長

それでは、その下の段でございます。

後援申請について、2番の番号ついているところをご説明申し上げます。

瓜生岩子刀自読書感想文・絵手紙コンクールの後援申請でございます。これについては、例年小学校5年生を対象に市役所社会福祉課が事務局をしております喜多方市瓜生岩子刀自顕彰会のほうからこのコンクールの開催をされているものでありまして、課題図書の「ねがいは水あめの詩に」という図書を読んだ上での瓜生岩子刀自読書感想文の審査、それからあわせて、岩子さんへの絵手紙ということで、絵手紙についても募集を行って表彰するというものでございます。

開催日が3月15日、来週の月曜日となっておりますけれども、この日に審査を行って入賞者と表彰と作品とを選定するということ

で、表彰式のほうは後日決定するということでございます。以上で
ございます。

教育長

ありがとうございました。

文化課長

文化課分をご説明いたします。

ナンバー３につきましては、事業名、会津の10年～これまでこれ
から～です。

開催日につきましては、３月28日日曜日でございます。

この催しの内容につきましては、前半が北方風土館館長の赤坂憲
雄と大和川酒造佐藤彌右衛門氏との対談、後半につきましては、会
津の第一線で活躍されている方を交えてのシンポジウムという内容
でございます。会場等については、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー４、事業名が一重孔希作陶展「いのちの炎」につ
いてでございます。

開催期間につきましては、４月28日から５月16日で、塩川町在住
の陶芸家一重孔希氏の陶芸作品の展覧会でございます。会場等につ
いては、記載のとおりでございます。以上です。

教育長

それでは、今事務局より共催１件、それから後援２件についての
説明がありました。何かご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

桜ウォークについては、何か以前ではやめるというようなことを
聞いていたような気がしたんですが。それを形を変えてこのような
開催方法になるということでしょうか。

生涯学習課長

やめるという、中止にするということではなかったかと思います。
ただ、この時期、市のさくらまつり、いろいろなイベントがござい
ます。その中で、さくらまつり自体が、市の、中止ということにな
ればこのウォークも中止になるというようなことでありまして、今
現在実施の方向というふうなことでございます。

教育長

実施の方向でということではありますが、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、特に異議がないということですので、この件に
ついては、この程度といたします。

続いて、報告の第16号、令和３年度喜多方市公民館事業計画につ
いてを取り上げますので、説明等よろしくお願いいたします。

中央公民館長

それでは、私から、報告第16号令和３年度喜多方市公民館事業計
画書についてご説明申し上げますので、４ページをお開きいただき
たいと思います。

令和３年度喜多方市公民館事業計画について、下記のとおり承認

したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

計画書につきましては、別冊で計画書と、あと教育基本計画の体系図もお配りしておりますので、これを基にご説明させていただきたいと思います。

令和3年度公民館事業につきましては、去る2月8日に開催いたしました公民館運営審議会へ諮問。答申を経て作成し、教育長の承認をいただいたところでございます。

今回の計画から、公民館の学級、講座、教室等が喜多方市教育振興基本計画に沿った事業となるよう整理していくため、学級、講座、教室等が基本計画の施策目標重点事業のどれに当てはまるかを示しました。また、その示し方はまず体系図をご覧いただきたいと思いますので、体系図を説明したいと思います。1枚の紙になります。

基本計画に生涯学習活動への主体的な実践力を育むには、3つの施策目標と15の重点施策があります。この施策につきまして、事業計画書に盛り込んだものでありますので、例えば2ページ、今度事業計画書にいつていただきたいんですが、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの上段の右側でございますが、施策目標と重点事業ということで、例えばイのエというふうに入っています。例えば喜多方市少年少女発明クラブにつきましては、イのエということですので、すみません、1のエ、すみません、1のエですので、学びを通じて心豊かな人材の育成の生涯学習の機会と場の提供という形で整理させていただいております。

また、今後は2月の定例会でお示ししました必要となる視点である子育て支援、医療、保健、防災等についても取り組むように整理してまいるという考えでございます。

また、事業計画書の内容といたしましては、昨年同様、各公民館で方針や努力目標を定め、人づくりの指針に基づく人づくりの指針推進事業、地域の歴史、文化、自然など、地域の特徴を生かした生涯学習推進特別事業、学校や地域の団体と連携して行う地域連携事業を実施するほか、ライフステージに合わせた青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育の充実を図る家庭教育などの事業を実施してまいります。

なお、詳細につきましては、事前に配付させていただきましたので、説明は省略させていただきます。以上です。

教育長

ただいま説明ございましたが、この内容につきましてご意見、ご

質問ありましたらお願いいたします。

荒明委員

事業計画の中についての質問でもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

この体系図の中で、基本目標2の③のウ、青少年ボランティアの育成と活動の推進というところで、とてもいいことだなというふうに思っております。

それで、1ページの中央公民館の事業計画の一番下の（3）新規・改善する事業の①のところに公民館事業の見直しというところがありまして、そこに公民館講座の事業にボランティア体験等を盛り込み、ボランティア活動の推進を図るという項目あります。どういうものを盛り込んだのかなと思って見たときに、ちょっと分からなかったものですから、それについてちょっとご説明をお願いします。

中央公民館長

申し訳ございませんでした。これについては、いろんな講座にボランティアを盛り込んでいこうという考えの下に今回計画をいたしましたのでボランティアだけの講座ではございませんので、ご了承いただきたいと思います。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

これからの活動の中でそういうことを取り入れていくという、そういうことなんですね。

教育長

いいですか。ほかにございますでしょうか。

高橋委員

教育振興基本計画との兼ね合いというのは分かりやすく示していただいて、すごくよかったなと。分かりやすいと思いました。よかったです。この中で、教育振興基本計画が基になっているので、ちょっと時間、仕方がないのかなとは思いますが、コミュニティースクール、今度始まることについて、公民館を含む社会教育の場所というのが切り離せない部分だと思うんですけども、その辺の新たな取組というのは何かこう、今後あるとか、そういうのは、公民館で実現できるような計画はあるんでしょうか。

生涯学習課長

今、委員からご質問のありましたコミュニティースクールについてもこの体系の中に位置づけていかなければならないのではないかとということでございます。本日の一番議題の中でも令和3年度の重点事業の施策の中にもございますけれども、今後、令和3年度にこの教育振興基本計画の中間年度の見直しというような部分もあります。その中で、全体でこの見直しを図っていくというような中でそういったことについても、どういった形になるかはまた別ですけども、この体系図の中あるいは重点施策の中にそういった方向性が表記といたしますか、内容として含まれていくような形についても検

討していくというようなことになろうかと思います。

教育長

よろしいですか。

学校教育課長

多分だと思いますが、今生涯学習課長が申し上げたところは、地域学校協働活動の部分であると思われますので、コミュニティースクールと関連がないわけではございませんけれども、生涯学習社会教育と関連が強いところは地域協働活動のほうでありまして、その中からコミュニティースクールのほうではそれぞれの学校でどういうところで連携できるかというのは今後それぞれの学校区ごとで考えていただいていくものかなというふうに考えております。

生涯学習課長

大変失礼いたしました。

生涯学習課分ではその地域学校協働活動という部分について、この体系の中でも検討していくというその中で地域と学校のつながり、連携、そういった部分についても今後そういったことがこの体系の中にも取り入れられていくというふうなことでの検討をしたいと思います。

教育長

よろしいですか。

コミュニティースクールと結局今お話あった地域学校協働活動という、それも含めた中で、いわゆる各学校でいろいろ活動が始まる中ではあるんですが、その際に公民館との連携というのはやっぱり当然必要にはなってくるので、今あったようにその辺も含めてこれから検討もしなければいけないというふうなふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

荒明委員

これからの公民館活動に対してのお願いみたいな形になるかもしれませんが、これからの公民館の果たす役割というか、地域の活性化とか連携とか、そういうものを考えたときに、どうしてもやはり公民館が中心的な役割を担うのではないかなと思います。そういうことで、公民館、各地区の公民館の事業計画を見たときに、例えば47ページの、これ堂島さんだとは思いますが、地域連携事業のところが結構盛りだくさんに書かれているんですね。多分ほかの公民館さんも地域連携ということを意識した活動あるのかもしれないんですが、あえてこう意識しながら地域連携のためにこの活動も盛り上げていくんだみたいな、取り組んでいくんだっていう、そういう意識ってこれからとても大切になってくるんじゃないかなと思うので、ほかのところを見ると1つとか2つとか、すごく何というか、意識の面では温度差があるのかな、もしかしたら、みたいな、そういうところがあったので、やはりこの地域連携事業の内容というか、そこら辺をこれからもっと充実というか、意識して計画していった

もらうとありがたいなというふうに思いました。以上です。

中央公民館長

地域連携事業につきましては、最低1つ以上ということで、公民館にお願いしているところです。公民館によって実情は違うという部分もありますし、ここの堂島地区につきましては、小学校との連携が昔からいろいろあったところで、童謡教室なども小学校と連携してやっているということで、いろいろ充実が図れていると思いますが、こちらのほうの部分は全体的に力を入れて今後進めていきたいとは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長

よろしいですか。

先ほど荒明委員からあったように、47ページのこの堂島小学校の地域連携事業を見ると確かに盛りだくさんあるんですね。それも、今中央公民館長からあったように、小学校との関わりが非常に強い部分ここに出てきているんですが、多分これから1年過ぎ、2年過ぎになってくれば、各公民館ともこういう部分が色濃く出てくるのかなというふうに思いますので、その辺は期待していたいなというふうに思っております。

ほかにありましたら、お願いします。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、特にないということですので、報告第16号については、この程度としたいと思います。

以上で承認事項については終わりたいと思います。

7番の審議事項に次、移りますが、5件ほどありますが、内容に入ります前に、加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

1件ほど修正お願いしたい点がございますので、よろしくお願いいたします。

議案第53号ですので、9ページをお開き願います。

上から4行目のところですけども、条第2項と、一番最初に条第2項とございますが、2ではなく1に訂正方、お願いいたします。第1項でございますので、訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。以上です。

教育長

では、今1か所、第2項ではなくて第1項であるという訂正ありました。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号学校医の解嘱及び委嘱についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、議案第51号についてご説明いたしますので、要綱7ページをお開きいただきたいと思います。

学校医の解嘱及び委嘱についてでございます。

学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校歯科医を下記のとおり解嘱及び委嘱するものとするものでございます。

解嘱の学校医さんにつきましては、退任届の提出に伴いというところでの解嘱、新たに後任として喜多方医師会からの推薦にもありますが、学校医を委嘱するものでございます。

1として、解嘱学校医は、第一小学校、熱塩小学校の学校歯科医を行っていただいております宮城罔泰先生でございます。

解嘱年月日は令和3年3月31日。

学校医委嘱候補者としては、後任として第一小学校が遠藤肇先生、所属はあさひ歯科医院でございます。同じく熱塩小学校については福田康裕先生、福田歯科医院に所属でございます。この

2人に新たに委嘱するものとして本日ご提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ご異議等ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特に異議なしということでありますので、議案第51号についてはここにあります7ページのとおり可決することといたします。

続いて、議案第52号に移ります。喜多方市立学校における働き方改革取組方針（案）についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、議案第52号について、ご説明をさせていただきます。要綱8ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市立学校における働き方改革取組方針（案）についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第19号の規定及び喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第2条第2項の規定により、喜多方市立学校における働き方改革取組方針（案）について、下記のとおりとするということで、別紙のとおり取組方針（案）についてまとめてございますので、これからご説明をさせていただいてご審議いただきたいというふうに考えております。

提案理由といたしましては、教職員の意識改革と業務改善を推進し教育活動の一層の充実を図るための取組方針を策定するものであるというふうにしておりますが、昨今、学校の働き方改革ということを言われて久しいわけですがけれども、国のほうから学校の設置者

において働き方改革の取組方針を定めて各小中、所管している学校等へその方針等をしっかりと取り組むようにというふうに定められて通知があったものでございまして、それに基づき作成しているもので、作成を心がけたものでございます。

別紙のほうをご説明いたしますので、別紙をご覧くださいと思います。表紙をお開きください。

1 ページからになります。本市喜多方市小中学校における働き方改革取組方針案としてまとめているものでございます。目的といたしましては、本市の課題の一つである学力の向上のために児童生徒たちが安心して学べる環境づくり、児童生徒とじっくり向き合う時間の確保が必要というふうに教育委員会でも認識しておりまして、このため、本市小中学校における働き方改革取組方針を策定し、教職員の意識改革と業務改善を推進、教育活動の一層の充実を図るということを目的としたものでございます。

2 番目に本市の現状ということで、本市の時間外勤務の状況をまとめさせていただいております。令和2年度の実績ということになりますが、4月から11月までの8か月間の市内教職員346名の時間外勤務状況を統計を取りまして表とグラフに記載したものが1 ページと次の2 ページにまとめたものでございます。ただし、5月の時間外勤務においては大分下がっているグラフの結果でも分かりますように、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業を行ったための影響のため、ここの部分は数値的には大分減少していたものというふうに認識をしているところでございます。

1 ページの表とグラフについては、時間外勤務を月45時間以上行った教職員の割合ということでまとめてございます。後ほど本市、目標のところにも出てくるわけですが、月45時間以上の時間外勤務をできるだけなくしたいというところもございましたので、45時間以上行ってしまった教職員の割合というところで数値的にまとめたものでございます。4月から11月までの統計でございますが、小学校の教職員、中学校の教職員について折れ線グラフ、点線と実線のもので示しております。同様な折れ線グラフの形態といいますか、形にはなっておりますけれども、5月の臨時休業時、さらに8月の夏季休業中については時間外勤務を行った割合は下がっておりますが、学校の休業明けの再開時、また6月、7月の活動が活発になってきた時期や秋口、9月、10月等の2学期の活動も行われるよう、充実していたところにやはりどうしても時間外勤務時間が増えてきているという状況でございます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。さらにということになります、45時間以上じゃなく、月80時間以上行ってしまったというような報告があった教職員の割合というところでまとめたものでございます。

小学校と中学校で大きく折れ線グラフの形が変わっているのが特徴があるかなと思いますが、先ほどと同様に5月の際は休業のこともありまして割合というのは下がっておりました。中学校においても、8月の夏季休業中は下がっているわけですが、それ以外の時期、大きく中学校においては80時間以上行った教職員の割合が先ほどの1ページのグラフと同様にではありますけれども、小学校よりも顕著に表面化しているというところ分かるものでございます。小中学校ともに6月、7月、10月の月当たり勤務時間が時間外勤務が多くなってしまい、45時間以上の割合は小中ともに50%を超える結果、80時間を超える割合は中学校が約18%であり、中学校教職員の5人に1人は労働安全衛生法の改定に伴う80時間以上の時間外勤務を行った場合には、管理職による書面や面談による指導が必要というところで明文化されているところでございますけれども、そういう指導が必要な状態ではありますけれども、現状としてはこのような状態が継続しているというところでございました。そのため時間外勤務時間の縮小に向けた早急な対応が必要と考えたものでございます。

3番として、本方針の目標としては児童生徒と向き合う時間を確保するため長時間勤務を改善する。それにより、学校のチーム力や教職員の指導力を最大化し、豊かな教育環境の形成を目指すということを目指したいと考えております。

数値目標としては先ほど申し上げましたが、時間外勤務時間は1週間当たり11時間以下、これが月で数字で表しますと45時間以下でありまして、年間になりますと360時間以内ということを目指したいとするものであります。

また、どうしても学校の業務をやっておりますと忙しい時期というのは集中して出てきてしまう、特別な時期って出てきてしまうものですが、業務繁忙期の時間外勤務時間は1週間当たり20時間以下で月80時間以下というところは目指したいところではありますが、これをクリアすればいいというものではないというところの認識は持っているものでございます。

以上の目標につきましては、県の教育委員会で策定しております教職員多忙化解消アクションプランⅡというものが今年度策定され

ておりますので、それに準じたものでございます。

3 ページをご覧ください。

このような状況の中で具体的な取り組みをどういうふうにするかというところで教育委員会の取組、さらには学校における具体的な取組ということで柱立てとしては2本記載したものでございます。

まず、教育委員会としてということで3 ページの(1)の後①として、教職員研修事業の実施時期の工夫ということで、生徒と向き合う時間がしっかりと確保できるように、授業日に開催していた研修等はあるべく行わないというような形にしたいというふうに考えておりますし、教職員を研修会に呼びつけるなどではなく、指導主事等が学校訪問するというような方法を検討していくというふうにしております。また、長期休業期間中の研修については、お盆の時期や8月の頭の時期などはしっかりと休養ができるように年休を連続して取りやすい環境の設定を図りたいというふうに考えております。

②番として、コロナ対策ということもありましたが、ICT機器の学校への配備というのが順調に進んでいるところでございます。教師用のタブレットも全教職員分、令和3年度には全て200台ほどのタブレットが配備できることになっておりますので、それぞれの教職員がオンライン会議等で参加することも可能となることから、講義形式の会議を中心にオンライン会議ができるものは学校にしながら研修が受けられるような態勢をとっていきたいと思っております。

③番として、教育委員会主催事業の精選としては、農業科の作文コンクールや各種コンクールなど、これまで教育委員会から依頼してきたものの負担軽減について検討を進めていきたいというものでございます。

④番としては、市長部局事業の精査・精選ということで、どうしても市役所から各学校へコンクール、大会等の参加依頼や、コンクールに出品してくださいという依頼があるわけなんですけれども、やはり教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するという目標を共有するためにも、教育委員会から市長部局への精査・精選の依頼をして、教職員の負担の軽減を図りたいと考えているものでございます。

次ページをお開きください。4 ページになります。

学校についてですが、学校もこれまでも様々な取組をしておりますけれども、このような取組を具体的に行うような指示をしていき

たいということでまとめたものです。

①としては、勤務時間管理の徹底。②として適正な勤務時間の設定というところで記載しておりますが、四角枠の中のものは、もう既に学校に教育委員会から通知を出している内容でございますけれども、平成30年に通知をしました教職員多忙化解消アクションプランを受けた本市の取組ということでこの内容を通知しているわけですが、やはりなかなか守られないという現状もございますけれども、この完全実施を目指したいというところでございます。

また、中学校においては、先ほどのグラフにもありましたように、80時間を超える割合が高いことから、部活動等に係る負担軽減というところは取組を徹底していきたいと考えているところです。

その内容ですが、アとしては夏季休業中の学校閉庁日の設定。これはこれまでもやっているところでございます。

イとして、部活動の負担軽減について。

ひらがなのあになりますけれども、児童生徒の一斉下校日と職員のノー残業デーを実施する。特別な事情がない限り、週に1日を児童生徒一斉下校日、教職員の場合ノー残業デー等を設けて6時には帰宅できるように努めさせたいと考えます。

5ページをご覧ください。

中学校の部活動や小学校の特設部の練習時間の上限ということで、もう既に通知を出しているものではございますが、特別な事情がない限り土曜日曜両方やるのではなく、どちらか休養日、特別な事情がない限り平日週1日は休養日ということ、それから平日は2時間、休日は3時間の練習時間というのを上限を設けたいと思っております。

ウとして、部活動の活動方針、年間活動計画を作成し、公開する。こちらは、県教委のほうからも求められているものではございますが、部活動の活動方針を作成し、学校のホームページ等で公開し、毎月の活動計画を作成の上、家庭に配付することで家庭、地域、学校が協力して部活動の対策等にも考えていただくというような趣旨でこの旨も入れ込んでいるところでございます。また、業務分担の適正化に努めさせていきたいというふうにも思います。

四角枠の下になりますが、③番として労働衛生管理の徹底。

④番、その他具体的な取組としては学校行事等の準備、運営の見直しということで、小学校においては運動会とか学習発表会、昔ながらのやり方でやって、スケジュール、練習時間ばかり取ったり教科の勉強時間がなくなったり、さらには児童生徒や教職員の負担に

なっているところもございますので、その趣旨に沿った内容についてしっかりと教育活動の計画に位置づけて運営を見直しを行ってもらいたいと考えております。

イとして、作文、作品等の出展等の精選。

ウとしてはＩＣＴ機器の活用による効率的な業務推進ということで、様々なＩＣＴ機器も導入される予定になっておりますので、これまでなかなか時間がかかっていたものもすぐに動画等や電子データ等を手に入れることもできたりしますので、準備時間の短縮を図っていただきたい。また、ドリル等の学習もタブレットを使って業務削減のほうにつなげられるような負担の軽減を図っていきたいと考えております。

エとしてもコミュニティースクールも実施をするということになっておりますけれども、教職員がこれまで全部請け負っていた部分などは地域住民等の方々の連携により負担を少しでも減らすというようなことを前提として学校と地域の関係のあり方というのも考えていただければなと思っているところです。

最後に、５番の取組の検証及び支援といたしましては、このような計画ではございますが、毎年度取組の検証を行って随時方針の見直しをしながら働き方改革を今後も進めていきたいというふうに考えているものでございます。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、この内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

本当に、小学校、中学校、ブラック企業と言われるぐらい本当に忙しい実情にあるというのは私もよくわかります。そして、適正な勤務時間ということで前々からやはり何というんですか、ノー残業デーをつくったり、子供たちの一斉下校とかということで教職員の負担を減らすという取組は前々からされてはいたとは思いますが、結局そういう適正な勤務時間を設定するために早く帰る日をつくったとしても、仕事そのものが結局見直しがされないとそのしわ寄せが次の日にいくなんていうことで、本当に大変だったんですけども、ここに書いてあるような具体的な取組、行事の見直しをすとか、あと市で、市のコンクールとか、そういうものもハード面から見直しを図っていくというような、そういうことが書いてあるので、こういうところを重視しながら、それから学校によってそれぞれが特徴ある、特色ある教育ということで、実情は違うと思うんですね。長年続けてきた学校行事とか、地域とのつながりのある行

事とか、本当に切っていくというのはすごく大変なことで、そこら辺をうまく精選というかしていかないことには、やはり働き方改革というのは本当に絵に描いた餅になってしまうので、最終的な権限を持っているのは学校長だと思うので、ぜひこれらを参考にしながら、現場で、実際の現場で働く職員の声を聞きながら現場で実際に取り入れられるアイデアというのを本当に柔軟に生かしていくという管理職のそういう姿勢が一番問われるようになっていくんじゃないかなと思うので、この働き方改革の取組を時間のところだけではなく、後半に書いてある具体的な取組の例のところをよくこう理解して取り組んでいってほしいなと思いました。以上です。

教育長

では、ご意見ということでよろしいですか。はい、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

1つ質問なんですが、ここに書かれてあることはよくなるほどとお聞きしていたんですが、先生方が働き過ぎているから仕事の内容を少し整理をして時間を、働く時間を減らそうというのは分かりますが、そのことによってどうやって生徒とじっくり向き合うことができるのか、そこを一つ、ご質問です。

学校教育課長

学校の事情、一言で言えないいろんなパターンがあるかと思いますが、一般的な学校の先生方の毎日の業務というものが授業時間、6時間目ぐらいまで授業をやって、そのあと寸暇を惜しんでデスクワークをして、それをいろんな調書ものであったり作品の出品であったり、いろんな様々な行事の準備をしたりというところをやっていて、全て完璧にやってしまうともう定時になどは帰れないというような、ましてや中学校は部活等もあるということになりますと、ここで記載しておりますような状況以上のものになってしまうというのがこれまでも続けられてきたのかなというようなところの、教育委員会としての評価といいますか、そういう現状ではないかなというふうに考えております。教員の意識改革というものがやはり重要だろうというふうには思っておりますけれども、先生方って基本的には多分真面目で、一生懸命やられる方が多いので、どうしても様々な準備であったり事後処理であったりというところ、際限なくやられるというところが多いかなと思います。そこをやっぱりしっかり本当に必要な業務は何なのかというところ、こちらで示しました取組なども進めていただきながら、いかにその子供たちと例えば昼休みを一緒に接するだとか、放課後を余裕を持って部活等もできるということに取り組む時間をつくりだしていくというようなところ

ろを主眼にして、やはりデスクワークがあるから子供の話が聞けないとか、そういうような本末転倒になるような状況をつくらないというような意識を持っていただいて教育活動に当たっていただく。また、学校経営の責任者の管理職については、そういう意識をしつかり先生たち植えつけていただくということが大事になってくると思いますので、目標としましては、やはり一番は子供たちと接する時間といいますか、何のために仕事をしているかという、授業はもちろんですけども、やっぱり毎日の1日の生活の中で子供たちと教員のやり取りというところが、忙しくて子供としゃべる暇もないなんていうような状況はやはり避けなければならないというふうに考えているところです。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

そうしますと、仕事の内容そのものはそれほど減らないのに、やり方を効率化をよくして先生が早く帰れるようにというところまではいいいんですが、仕事がやっぱり多すぎると思いますので、人を増やすわけにはいかないんですか。

学校教育課長

教職員の配置につきましては、児童生徒数によって県費負担教職員の配置人数が定められ、法律に基づいて定められるというところでございますので、なかなか本市の教育委員会の権限、財源で教員を増やすというのは難しい状況でございます。本当でしたら、当然仕事も減る、職員数も増えるというのが理想ではあると思います。なかなかそれが現状でできないというところでありますので、どうしてもこれまでの学校の歴史というのが、法律に基づかない部分は先生たちが頑張るといようなことで来ていたところがあるのかなと、私のこれまでも三十何年を振り返ってみてもそのような状況だったかなと思います。どうしてもビルド、ビルド、ビルドでスクラップがなかったというか、どうしても地域の要請だからこれやんなくちゃ、新しいものが入ってもあれはやめられないし、これもやめられないし、また新しいのもやんなくちゃということがずっと繰り返されてきているのかなというところを感じております。そこをやはり校長先生をリーダーとしてその地域とコミュニティースクール等でも話し合っていた部分かなと思いますけれども、少しでも現状を改善できるような取組はないかというところをやっているかないと、若い方がこの教職を目指していただけない。学校はブラックだから教職なんかやっていられないというふうなことになるのは、もう今の先生たちがどんなに頑張ったって将来がもう見えないというような学校経営といいますか、学校づくりになってしまい

ますので、これから私どもがやはりしっかり現場と一緒に新しい学校像というのを先生たちとつくっていくためにはどういうふうな、今までやり過ぎていた部分をいかに減らすかというところが必要になってくるのかなと思っております。

高橋委員

よくわかりました。ただその、どうしてもこの文章を読んでいると、サービスの低下になってしまうのではないかという懸念があって、先生たち働き過ぎていてよくないんだということは理解できるけれども、じゃああれはやめる、これはやめる、何曜日は残業しない、何曜日は部活やらないという、それだけだとどうしてもサービスという言い方は学校の先生に対していい方は違いますが、内容が薄くなってしまいうってというのはやはり保護者にしてみればどうか、地域の人にしてみても心配の種になるので、やはり先ほどおっしゃったように地域の力とか、人数、教職員の人数は増やせないというのは私も何回も聞いてわかっているんですけども、あえて何かの方法で、市の臨時さんとかそういう方法はあるのかなとかってちょっと思うのですが、何かの方法で、実際の分担できる部分は分担するというのも考えていかないと、またこれ言っているけれども守らないんだ、先生が好きでやっているんだみたいになってしまうとよくないなと思います。何か、学校の先生って、特に教頭先生なんて、夜はもう8時過ぎまで学校にいて、朝は6時ごろからいるんだというのがもう普通にこっちも思ってしまうところがあるから、それは違うというところをやっぱりちょっとこう推進していかないと、それこそ女性の管理職というのも出てこないと思うし、やはり大事なことだと思うので、少しお金をかけても取り組んでほしいと思いました。以上です。

学校教育課長

県費の教職員は増やせない現状ではございますが、市としては例えば複式学級の補正のための学級指導補助員を配備したり、授業がスムーズに進むように学校生活支援員を配備したり、様々な形で学校の応援団の外部スタッフ等も配備している状況でございます。その辺、そのような方々のお力を借りながらスムーズな学校経営という、子供たちの問題、様々な問題もございますけれども、やはりいい学校生活を送っていただけるように、教職員以外の方々のお力もお借りしながら進めている、喜多方市は進んでいるほうかなと思っております。

教育長

よろしいですか。今お話あったように、結局学校の業務がどんどん拡大していったらという、膨れ上がっていく中で、教員数は全然増えていないんですね。だから一番はそこなのかなというふうには

思います。国のほうでも財務省が見向きもしないので、文科省は毎年のように教員増を要求しているんです。ところが、財務のほうで蹴られてしまう。人件費は莫大な金額がかかりますので、県費負担金を入れて3分の1ですか、国庫負担になってくるので、そういう部分はあるんですが、非常にこうつらい部分であります、ただ先ほど学校教育課長からも説明ありました、高橋委員からの質問で。いわゆる子供と向き合う時間の確保ということにどう関係するのかという。これは例えば、塩川小学校の例で言うと、ここはコミュニティスクールをやっています。その中で、コミュニティスクールの活動の中で丸つけボランティアというのがあるんです。元教員であった方とかがボランティアですが、ちょっとしたドリルの丸つけとかをやってくださったりするんですね。このおかげで、例えば給食の時間だと給食の準備をしてバババッと食って、すぐにこう丸つけとかいろいろ始まって、休み時間なんてないんですよ。そういった時間が確保できるようになってきた。子供たちと過ごす時間も増えてきたというような部分もありますし、一番は教材研究の時間かなと思います。大元なので。その時間が確保できるかできないかというのはとても大きなことで、教材研究というのはやり始めると底がないのです。だから、その辺での部分の難しさはあるんですが、そういった部分の心の余裕的なものもある意味含まれてくる中身なのかなというふうに思います。ほかにございますでしょうか。

大森委員

要するにブラック、ブラックってよく言われていますけれども、親の立場からしての一つのちょっと提案というか、前々から疑問に思っていたんですけども、子供は学校から帰ってきて宿題を出されますよね。宿題やりますと。そこまではうんうん、俺のときもそうだったわと思うんですよ。その次に、宿題が終わると何をやるかという、自学というものをやるんですよ。恐らく自主学習を省略した言い方なんですけれども、自学をやって。自学って何なのって言うと、いやこれ好きな勉強をやって書いていくと先生がそれに対してコメントをくれるんだと。それは宿題と何が違うんだという、それはわからないというふうなんです。私の感覚ですよ。宿題はやらなくちゃいけないのはわかります。できることであれば、宿題というか、学校の授業でやったことは学校で終わらせてくれというふうに親としては思います。ですから宿題さえもできれば出してほしくはないんだけど、宿題出されたら宿題なんだからそれはしょうがないよねって、やりましょう。プラス自学っていうのに対してやっていきますと。やっていったときに、そのコメントを

もらうまでだったらいいんですけども、うちもそうだったんですけども、プリントは貼っちゃいけないとか、あとこういう書き方はだめだとか、そういうふうに指導されて、私も何回か学校の先生に「自学だよな」って何回も聞いたんです。自学って自主学習なんだから何だっていいんじゃないですか。それが宿題だっていうことであれば、そのフォーマットにのっとってやらなくちゃいけないのは分かるんですけども、自学っていいながらプリント貼るのはだめだ、丸つけは親がやってきてくださいとかいろんな注文をつけるわけですよ。だからそれをいろいろ聞くと、いや先生方忙しいんですよって言うふうに言われちゃうと、そもそもじゃあ自学やめたらって言うふうには私は思うんです。いろんな学校、自学がないところのほうが恐らく少ないと思うんですよ。であれば、もう自学そもそもやらない。宿題はちゃんと出す。宿題はちゃんとやってきて。それに対しての丸くれとかそのコメントっていうのはそれは先生の仕事だからそれはやります。自学については、それは提出義務はないからって言うふうな流れってできないんでしょうかねっていう、そういう質問です。なかなか答えづらいとは思いますが。

学校教育課長

教育委員会として自学のハウツーというのを指示したことはございませんので、各学校なりその学級担任なりの裁量でというところが大きいのかなと思っております。

ですから、委員がおっしゃったようなプリント貼っちゃいけない、丸つけは親御さんでというところを指示しているところというのは、少しやはりいきすぎな部分とかいうところがあるのかななんて思いますけれども、そういう細かな取り決めというところは、やはり担任と子供たちと保護者の方と、やはりなぜこの学習が必要なのかというのをしっかりと共通理解した上で取り組んでいただくべきものかなというふうにも思います。福島県においては、教職員や親御さんや子供たちに自分で自分の勉強を組み立てたり企画したり、将来にわたって、小学校だけでなく小中校にわたって自分で勉強できるようにということで、家庭学習スタンダードというようなリーフレット等を作成し、配付の上で学校だけでなく自宅でも様々な興味関心を持ったものに取り組むようにというような指導をしております。これが秋田県であったり、福井県であったり、全国の学力学習調査の結果がよいところなんかの指導事例を参考に取組まれているものなのかなというふうに思うわけなんですけれども、そういうところもありまして、様々な方法が各学校で県内いろんなところ、喜多方市でもそうですけれども、取り組まれておりま

す。この方法をやったから必ず学力が上がるという決定打がないところでの取組だったりするので、いろんな試行錯誤がされているところかなと思います。ぜひ学校なり担任の先生とやはりしっかりそこは本当の目的って何なのっていうところを捉えていただくということが大事なと思いますし、機会があればそういう部分も教育委員会としても学校と調整する部分は調整してというところで、やはり保護者の方の負担にならないようなところは気をつけなければいけないというふうに思っております。

教育長
大森委員

ありがとうございます。よろしいですか。はい、どうぞ。

ありがとうございます。なかなか答弁しづらかったと思うんですけども、この、要は働き方改革取組方針という、先生方、教育委員会もそうですけれども、その中でどうやったら労働時間をうまく削減していけるか、そしてそれをいかに子供のために使っていけるかという議論、大切だと思うんですけども、ぜひこれはやってほしいなと思うのは、これをたたき台にして各学校でPTAなり保護者の方とこういう状況なんだと、子供の時間は割たくないんですと。だから子供の時間を最優先に考えて、無駄とは言わないけれども、どこかを削らなくちゃいけないんだと。だから我々はこういうふうに考えるんだけど、保護者の皆さんはどうですかというようなことの提案はあったほうがいいのかなと思うんです。というのは、一般的にですよ、親目線で言うと、やっぱり先生が「いや、先生方忙しいんですよ」っていうふうに言われると保護者は「ああそうなんですか」って言いながら心の中では「忙しいのは先生だけじゃないんだよ、民間はみんな大変なんだよ」っていうのが本音なんですよね。「忙しくしているのは、要領が悪いからなんじゃないの」っていうふうに思っている人もいるわけですよ。その状態では、やっぱりうまく何ていうんですかね、子供のためにならないというふうに思うので、今現状はこういうふうになっていますと、そういう意味で子供を最優先に考えたときに、今の状況から何とか変えていくために我々教師も考えてこういう提案もさせていただきたいんですけども、保護者のほうからも何かありませんかねっていうようなところはあってもいいのかなというふうに思いますし、先生方、多分なかなか保護者の方に対して言えないとは思いますが、家でもやるべきことはやってくださいっていうふうに思う部分もあるとは思いますが。だからそういう部分までちゃんと腹を割ってと言ったらちょっと言い過ぎかもしれないですけども、そこを話し合うことができれば、何かちょっと道筋は見えてくるんじゃない

ないかなというふうにちょっと思いました。答弁は要らないです、大丈夫です。

教育長

ありがとうございました。ご意見として承っておきたいと思います。本当にこれは難しい、時間で、働き方改革というか、先生方が楽をしたいからということではないんだけれども、そういうふうに今大森さんが言ったように受け止めたり聞こえてしまったりしていることは間違いない事実なんです。だから先生方が先生方自身で我々は忙しいからというふうに面と向かって言うと、「ふざけるな」っていうふうに相手方は内心想ってしまうんですね。だから、今大森さんが言われたような、いわゆる中身の理解というかね、していただくような、そういう努力は必要なのかなというふうに思いますね。

先ほど宿題とか自学のことが出たけれども、ここも一概にこうとは言いきれない部分があって、宿題の意義って何だというと、ある人はこう言うし、ある人はこう言うしという部分もあって、なかなか難しいんだけれども、要は学習の自己コントロール力がその子にいわゆる身につくという、そこが本当は狙いなんだよね。だから必要なときに必要なものをこうやって下調べして、そういうことの力ができる。何もないときにはちょっと楽もできると、別な言い方をすると。そういういわゆるコントロールの力が本当は子供たちに身につけば一番いいんだけれども、なかなかその辺の受け止め方も難しいし、難しい課題ですね。ただ、いろいろな場面で先生方とは話し合っていかなきゃいけない中身かなと思いますので、ご意見ありがとうございます。

ほかにございませんか。

遠藤委員

私も忙しいと自分自身思っていますが、それは冗談として、先ほど荒明さんおっしゃったんですけれども、今日ノー残業デーで帰ると、明日しわ寄せが明日以降に来るという話で、あまり残業するなするなって言っていると、先生たちが何か家に持ち帰って仕事をしてしまうんじゃないかなという心配があって、情報を漏えいしたり、そういう心配があるので、その辺よろしくお願いしたいなというふうに思っています。

学校教育課長

委員のご指摘、ごもっともです。個人情報等は学校から持ち出さないということになっております。その上での、子供の情報に関係のない部分での残業というか、うちで仕事をせざるを得ない部分というのは現実的には幾らかあるのかなというようなところでの認識はしております。ノー残業デーがあるとほかのところにしわ寄せ

がいくというところもままあるかなとは思いますが、そこを放っておいてしまうと全部残業日になってしまつてというところで、それこそ健康面での心配というところが出てきたりもするので、なかなか痛しかゆしなところではございますが、一つの取組として、理想になってしまうかもしれませんが、できるだけ業務内容を減らしてノー残業デーも設けられるような業務はどういうふうにあるべきかというところも、しっかり学校なりそれぞれの職場で考えていただいてというところで、持ち帰るものも少なくなるような取組というところが大事になるのかなと思っております。

高橋委員

学校に子供がいられる時間が少し減っていくのかなというふうにちょっと思ったのですが、そうした場合は、小学校などの場合はやはり児童クラブとの連携とか、家庭の事情はそのまま学校の先生の働き方改革だけしてしまうと、子供がいる場所がなくなっちゃうわけなので、何かその辺をもう少し連携するといった考えが出るんじゃないかと思うんですけれども、どうなのでしょうね。そういった話合いのようなものはまだないですか。

学校教育課長

まずは学校という一つの職場の中での業務のあり方というところでの検討というところで始めるものかなと思っております。子供たちの帰る時間というのは、早く帰す日が仮に設定されたとしても、児童クラブの子はその時間早く帰りますということはもう最初から分かっている帰すということになりますので、急に帰すというわけではありませんので、年間の計画は児童クラブと学校は連携を取り合って現在もやっているところであります。今後のあり方というところに関しましては、子供を放課後残しておく時間が伸びますということではなくて、様々な形はあるかなと思うんですが、教員がデスクワークに没頭して子供のことが全く見えないという形を避けたいというところでもありますので、時間的なものだけでなく、精神的な部分でもしっかりと子供を見取るというか、見られる態勢をどうやってつくっていくかというところを主眼にしておりますので、できるだけ時間的なものを作り出すというところはもちろんなんですが、やはりそういう面でも子どもたちをしっかりと見ていくことが大事かなと思っております。

教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にないということですので、議案の第52号については、このとおり可決することといたします。ただ、今後の取組としてい

ろいろな部分で話し合い等も通じてよりよいものにしていかなければいけないというお話だったかと思います。

続いて、議案の第53号を取り上げます。

喜多方市スポーツ推進委員の委嘱についてであります。事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、議案第53号をご説明いたしますので、9ページをご覧くださいと思います。喜多方市スポーツ推進委員の委嘱についてであります。

この推進委員につきましては、令和3年3月31日に任期満了となるものであります。このため、喜多方市スポーツ推進委員設置規則第4条第1項の規定に基づき、推進委員を下記のとおり委嘱しようとするものであります。

委員の候補者につきましては、次ページ及び10ページ、11ページをご覧くださいと思います。1番から41番まで、全体で41名の方々であります。氏名、住所、性別については記載のとおりでありまして、新任の方が4名という状況でございます。

委員の任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間であります。説明は以上です。

教育長

ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。特にご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、議案第53号については、この9ページから11ページのとおり可決することといたします。

続いて、議案の第54号に移ります。

喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱についてです。事務局より。

生涯学習課長

議案第54号をご説明いたします。12ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱についてであります。

この管理指導員につきましては、令和3年3月31日に任期満了となるため、喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項に規定に基づき、下記のとおり委嘱したいとするものであります。

指導員の候補者につきましては、次ページをお開きいただきたいと思います。

全体で12名の方々であります。施設名、氏名、住所につきましては記載のとおりであります。いずれの12名の方いずれも再任となつ

ておるところでございます。

指導員の任期でございますが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。

では、ここにつきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、議案第54号については、このとおり可決することといたします。

続いて、議案第55号を取り上げます。喜多方市美術館において収集する美術作品等について、事務局より説明をお願いします。

文化課長

議案第55号をご説明いたしますので、14ページをお開き願います。喜多方市美術館において収集する美術作品等についてでございます。

12月の教育委員会定例会におきまして諮問について可決されたことから、美術館条例の規定に基づきまして、美術品収集委員会に諮問いたしました。令和3年2月16日付で答申があったために下記のとおり美術品を収集するものであります。

収蔵作品につきましては、記載のとおり合計13点でございます。15ページに答申を掲載しております。結果につきましては別紙でお配りしておりますが、別紙令和2年度喜多方市美術品収集委員会結果一覧というところで、ナンバー1の絵画からナンバー9の資料まで全てにおいて一番右側になりますけれども、承認という結果でございました。

なお、作品の詳細につきましては、別紙に、この結果表の裏の裏に添付いたしましたとおりでございます。

説明については、以上です。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明ありましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

荒明委員

荒明です。質問なんですけれども、私こういう芸術的なものってこうちょっとどういうふうにみていいのかわからないところがあるんですけれども、例えばナンバー3から4の山中現さん。喜多方市生まれということで、地域に関連する、そういう方の作品ということで集めるということはよくわかるんですけれども、作品名に無題とこうありますよね。無題。こういう作品みたときにどんなふう

鑑賞したらいいのかなって、個人的に。そして私元教員だったので、もし子供たちを連れてみにいったときに、これって何なんですかなんて言われたとき、どういうふうにはこれはみてって言えばいいのかななんて。こう無題っていうのはちょっと分からないっていうか、どういうふうにこういう作品をみたらいいのか、教えてください。

教育長

文化課長、大丈夫ですか。

文化課長

なかなかちょっと私もわからないところではあるんですけども、山中現さんのこの作品の中で、そのイメージの中で山中さんが無題とされたということでございまして、どんなふうには鑑賞したらいいのかというのは私もちょっと、あれなんですけれども、ただ、美術館においでになってご覧いただく際に、何かどういうふうに見たらいいんだろうとか、疑問を持たれるようなことがありましたら、学芸員を呼んでいただくとご説明することができますと思います。私もわからない知識の中でいろいろ申し上げるよりも、何でも遠慮なく学芸員を呼んでいただいて説明することができますので、そんなふうには呼んで聞いてみていただければと思います。すみません、答えになりませんで申し訳ありません。

荒明委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

いい答えだと思います。やっぱり学芸員さんに聞くしかないですよ、本当にね。かといって、学芸員の方も困るかもしれませんけれども。でも、学芸員の方に聞くのが一番かなというふうに改めて思います。

ほかにございますでしょうか。

特にご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特に異議はないということでありますので、議案第55号については、このとおり可決することといたします。

それでは、これで審議事項のほうは閉じたいと思います。

続いて8番の協議事項に移りますが、入ります前に、事務局より加筆訂正ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

特にこちらについては加筆訂正等ございませんのでよろしく願いいたします。

教育長

特に加筆訂正はないということでありますので、それでは、協議第6号令和3年度重点事業実施計画（案）についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、協議第6号についてご説明いたしますので、16ページをお開き願います。

令和3年度の重点事業実施計画（案）でございますけれども、こちらにつきましては、喜多方市教育振興基本計画に基づき令和3年度に実施する重点事業について、実施計画を策定したいというものでございます。内容につきましては、別冊ということでこちら、後から多分送られたと思うんですけれども、こちらをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、先ほど言いましたように喜多方市の教育振興基本計画に基づくとともに、2月の定例会のほうでご説明いたしました令和3年度の当初予算の部分を反映させた計画になっておりますので、2月定例会でもご説明した部分と重なる部分がございますので、大きく変わった部分などについてご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、基本目標1から担当課ごとに説明させていただきます。

学校教育課長

それでは、令和3年度重点事業実施計画について、学校教育課分についてご説明をいたしますので、資料のほうの3ページからご覧になっていただきたいと思います。

基本目標1、全ての子供の「生きる力」を育むという部分について、これまでも教育振興基本計画で記載して取り組んできたわけですが、今年度の点検評価におきまして大きく見直しを図りましたので、学校教育分に関しましては今までと全く違う内容、やる内容は同じ、同様でございますけれども、施策目標としての考え方、重点的に取り組む施策などについては大幅に変わっておりますので、全て読み上げる時間はございませんが、大きなものについてご説明をさせていただきたいと思います。

これまでの学校教育課分の基本目標1に関しての事業については、令和2年度分については、ほぼ学校評価の全事業について記載をさせていただいているというふうな記載の方法でございました。そのため、分量についても8ページ分ほどございましたが、今回は本当に重点事業ということで絞っての計画ということを念頭に作成しておりますので、点検評価の考察のところで総合考察のところで記載させていただいた内容を中心に施策目標の部分、それから重点的に取り組む施策について、まとめたものでございます。施策目標については、基本目標1については、自己啓発力の育成や、あと学ぶ力の基となる基礎的な資質・能力の育成などに見られるように、一番左側の枠のところですが、①から⑥までの施策目標についてこれまで記載しておりました。その部分を、①と③を合わせた全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力の育成という枠と、よりよい社会づくりのために必要な資質・能力の育成、社会

の変化に対応できる資質・能力の育成という枠に大きく最初の枠は2つに分けまして、最後の枠については、環境整備というところで⑥についてはこれまでと同様な教育総務課と学校教育課で取り組んでいる施設面やハード面での設備等についての予算化に伴う記載というところの しておりますので、大きく変わったところが一番最初の枠の、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力、2つ目のよりよい社会づくりのため、社会の変化に対応できる資質・能力の育成というところでまとめたものでございます。

内容については、先日の重点事業の点検・評価の際に総括として述べさせていただいた部分を事業ごとに取りまとめたものでございます。取り組む施策としては自他のよさを認め合う態度の育成、夢や目標を持って取り組む態度の育成、話し合い、協力してよりよいものを目指す態度の育成、よりよい人間関係を構築する力の育成、学力向上対策、授業や様々な体験等を通して得た知識を活用しながら主体的に課題解決に取り組む力の育成、心身の健康と体力・運動能力の向上に関してというところを大きな柱としまして、これまで取り組んでいたものをさらに来年度重点的にQ－Uであったりキャリア教育であったりICTであったり授業の質的改善というものを学校にしっかり取り組んでいただくということでまとめたものであります。

また、教育委員会としても予算化しているものについては予算計上の部分について予算の額のほうを記載しているものでございます。

このような、昨年度よりも絞った形で学校教育課のほうは記載させていただいております。以上でございます。

教育総務課長

同じ基本目標1の中の教育総務課部分を説明させていただきますので、まず4ページでございますが、4ページの下から1、2、5段目のところに教育総務課分、こちら小中学校の適正、規模適正配置などを進める中での2つめのポチの施設のあり方、通学手段と支援方法についての検討を行うというところが新しいところで、5ページをお開き願います。

5ページ、ほとんど継続でございますが、ちょうど真ん中ごろに力の安全・安心な学校施設の設備の中の小中学校施設改修・改築事業の枠の中の一番下に学校施設長寿命化計画の検討とございます。こちらについても、先ほどの適正規模の関係の中で施設のあり方を検討するということを記載させていただきましたが、その検討する中においてこの学校施設の長寿命化計画というのを検討するという

ことが必然的になってきますので、この辺が新しいところでございます。

その下の、一番下の段のキの遠距離通学における安全・安心の確保の中で、令和3年度から新たなものとしましては、塩川地区の塩川の宮ノ目地区、こちらについては新たに遠距離通学する児童がおりますので、そちらをスクールバス対応で支援するというような内容でございます。新たな面につきましては以上でございます。

生涯学習課長

それでは、資料の6ページからご覧いただきたいと思います。生涯学習課分は、教育振興基本計画の基本目標の2、生涯学習活動への主体的な実践力を育むということの部分で、生涯学習課分と中央公民館分がありますので、まず生涯学習課分で新たに組み込んでいく部分についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、6ページありますが、学びを通じた心豊かな人材の育成の中で、それぞれ継続して実施していくものがございますが、新たには6ページの一番下になります。エとしまして、生涯学習の機会と場の提供ということで、生涯学習事業の体系化という項目がございます。これは今年度生涯学習事業については、それぞれ生涯学習、生涯スポーツの体系化について検討をしてきたところであります。そういった検討してきた内容を整理をして令和3年度の教育振興基本計画の中間年度の見直しに反映をしていくというふうなことで考えてございます。

次ページをご覧いただきたいと思います。

一番上になりますが、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針を基にということで、これについてはこれまで同様でございます。ただ点検・評価を通じて中期的な施策の方針にも反映しながら講座の目的を明確にしてライフステージ及び体系ごとに講座等を検討していくというふうなことで進めてまいりたいと思います。

続きまして、8ページの一番上段になります。

社会教育施設の整備というところで、上段の上から2つ目の枠になりますが、生涯学習課分で新たに組み込んでいくというところで、山都公民館市民懇談会（仮称）となっておりますけれども、これも以前定例教育委員会でもご説明申し上げましたが、山都公民館を新たに建設するために懇談会を開催して、令和3年度中に基本構想をまとめてまいりたいというものであります。

それから、関柴公民館の空調、姥堂公民館のトイレ改修などを行ってまいります。

次に、8ページになりますが、②スポーツに親しめる機会の拡充の中で、下から2段目、ホストタウン交流事業につきましては、オリンピックが延期になりましたが、令和3年度オリンピックが開催されるという予定でありますので、その中でアメリカ合衆国を相手国とした交流を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。9ページになりますが、9ページの真ん中よりちょっと下になりますけれども、エとして漕艇場を活用したボートのまちづくりということで、本市におきましては、県内唯一のボート場が高郷の県営荻野漕艇場ということですので、ここにつきましては喜多方シティレガッタの開催と継続して実施をしてまいります。

同じページの一番下になりますが、社会体育施設の改修事業ということで、この中では記載のような新たに修繕等行っていきたいというふうなことであります。

それから10ページの一番下になります。

③郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成というところで、ボランティア等の活動普及というところは同じでありますけれども、一番下にその他というところで、地域学校協働活動事業ということで、これも今年度定例教育委員会の中でもご説明申し上げましたが、地域と学校が連携・協働しながら地域全体で子供たちの成長を支えていく地域学校協働活動事業の取組を推進するというところで、令和3年度から新たに進めてまいりたいというふうなものでございます。

内容につきましては、まだ推進員、コーディネーターというような方を総括的なコーディネーターという方を生涯学習課に1名配置をして、地域全体で子供たちの成長を支えるということで地域と学校とでどのような取組が効果的に喜多方市で進められるのかというふうなことについて、まずその方向性を探るという意味でお1人を配置して今後のどのように進めていくか、体制などについても検討していくというふうなことで、予算については記載のとおり計上をさせていただいたという内容であります。以上です。

中央公民館長

先に、中央公民館は基本目標2でありますので、中公民館分を先にご説明させていただきます。

中央公民館分につきましては、昨年と同様の内容になっておりますが、1点だけ追加の部分があります。それは7ページのオの市立図書館活動の充実の一番下になります。ひとづくり・交流拠点複合施設に係る図書館整備に向けた検討をするということでございますが、これにつきましては、複合施設が来年度でき上がりまして、そ

文化課長

の次の年から図書館の建設の実施設計に入ります。その前に来年度中にこういった図書館がよろしいかということにつきまして図書館協議会等、あと図書館の指定管理者と併せて検討に入るということで新しくこの部分を設けたということでございます。以上です。

文化課分、申し上げます。11ページ、12ページで、13ページまでありますけれども、基本目標3、歴史・文化・芸術への関心を高め、豊かな感性と郷土愛を育むという目標でございます。

重点的に取り組む施策と事業名称につきましては、昨年度と変わりございません。少し変更になっている部分のみ申し上げますけれども、まず美術館のほうの事業につきましては、展覧会の充実を図るということで、令和3年度につきましては、世田谷美術館との交流ということで、世田谷美術館収蔵作品の展示についても実施をしております。それから、学校教育との連携についても、学校のニーズに合わせた活動をしていくということで充実させてまいりたいと考えております。また、常設展につきましては、今検討を続けているところでございまして、令和3年度に実施ということはないかもしれませんが、これにつきましてもなるべく早く実現できるように検討を続けてまいります。

その次の文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業のほうで、文化芸術推進基本計画の策定というところでございまして、こちらのほうは令和2年度から、今年度から4年度までの3年間で策定を予定しております。令和3年度につきましては、いろいろな計画案等が練り上がるメインの年になります。2年度までについては順調に進んでいるところでございます。

その次の将棋普及事業につきましては、新しいところでは、児童クラブでの子供への普及というところを実現させるように今調整を図っているところで力を入れて取り組みたいと考えております。

1つ飛びまして、文化芸術創造都市の推進事業につきましては、会津型の事業を展開しております。令和2年度につきましてはコロナの影響もありましてなかなか思うように進まなかった部分がございますので、令和3年度に再度会津型を多くの方に知っていただいて、活用していただける事業、具体的にはワークショップの開催であったり、リーフレットの作成等に取り組んでまいりたいと考えております。

それで、2つ飛びまして、もう一つ文化財保存活用地域計画の策定をしております。こちらにつきましても、令和2年度から4年度までの3年間ということで、また令和3年度につきましては、計画

案のメインの年になりますので、こちらのほうも令和2年度までは順調に進んでいるところでございます。

13ページにつきましても、昨年度と同じ取組ではございますけれども、下から2つ目のカ、無形民俗文化財の継承と保存、それから民族資料館等の施設の整備につきましても、検討は進めておりますけれども、なかなか方向性についてもはっきりとしたものが見えないところがありますので、方向性についてなるべく早く出すことができるような検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

教育長

ありがとうございました。

今、説明ありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。すみませんが、時間、ちょっと迫っているので、これという特にといいところがあればお願いしたいんですが。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議なしということですので、協議の第6号令和3年度の重点事業実施計画（案）については、この程度としたいと思います。

続いて、その他に移ります。

最初に、教育長及び教育委員会からということがありますが、私から特にございませんが、委員の皆様からは何かありますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、(2)事務局から。

最初に、令和2年度第2学期喜多方市立小中学校いじめ・不登校の現状についてということで、ポイントだけお願いします。

学校教育課長

2学期までのいじめと不登校の現状についてということで、資料のほう、2枚のものをホチキス止めしたものとございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

時間がないので、簡単に申し上げますが、いじめの認知件数の現状というところで、1枚目上段の部分に記載しております。2学期分ということでありますが、小学校については1学期が46件、2学期が100件ということで合計146件。中学校においては1学期が12件、2学期で17件ということで、合計29件というような認知件数の現状でございました。

経年変化を見ますと、年々積極的ないじめの認知が行われているということの解釈としておりますが、委員の方々、1学期の際にもご指摘ありましたように、増加傾向というところが認められるというところでもありますので、学校においてもしっかりと指導のほうを

これからも行っていかなければならないというふうにも思っております。

また、昨今のスマホ等の携帯電話の格安化というところもありまして、子供たちに携帯を持たせるというおうちの方も何か増えているというような情報もあつたりしますので、スマホ等の携帯電話でのちょっとメールのやり取りだつてあつたりしたことが様々な人間関係のあつれきにつながるなんていうところもありますので、そういう部分も今後しっかりと見ていかなければならないというふうに考えているところでございます。

2枚目をご覧になっていただきたいと思います。不登校の状況というところでまとめたものでございます。12月までの集計ということで、小学校は7名、中学校は27名、合計34名ということです。昨年度までの人数とほぼ同じような状況になってきているというところでございます。それぞれの学校で対応はしていただいているところではございますが、児童生徒それぞれ様々な要因が考えられますけれども、そんなに大きく増加しているかというわけではありませんが、全然ゼロというわけではないというような状況でございます。市としましては、フリースクール等への参加を促しているところではございますけれども、今後も学校と連携してスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの手を借りながら子供たちの少しでも自立に向けた環境、個別の支援というのに進めていかなければならないと思っているところです。以上です。

教育長

ただいま説明ありましたが、ここの内容について何かございますか。

荒明委員

資料を見て思ったことがあります。

いじめの状況の（1）の認知件数の中のいろいろ項目ありますけれども、上から1、2、3、4の、「ひどくぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする」という、その認知件数が1学期、小学校のですね、2件から2学期は6件とこうなっているところ、これはもう内容的にはふざけより暴力行為というふうに思われます。その事実確認がどうだったかわかりませんが、お互いにけんかをして、単発的なものなのか、あるいは一方的に、継続的にやられているとなればもう明らかにいじめになるんじゃないかなと思うので、その辺のやはり早急な対策というか、実際どのように指導されたかというところが気になります。

それから、その次かな、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり」というのも、1件から5件になっている。こ

れも内容的にはふざけというよりはもう犯罪行為になっていますので、これについても早急な対策が必要なんだろうと思います。

あと、パソコンや携帯での誹謗中傷、1件から4件になっています。小学生で。これらはもう中学校、高校に続く恐れがありますし、外から見えない本当に難しいいじめの一つになっていると思うので、小学校の段階でこういう内容的にちょっと悪質だなと思うようなことが実際出ているので、事実確認はもとより、早急に対応していかなくちゃいけない、ましてや先生方が授業中にこう見えない面もあるので、やはり休み時間とか、多くの目で子供たちを観察しながら、情報交換して対応していくということがこれから必要になっていくんじゃないかなということを感じています。

この辺の、今、特に増えていたことについてはどうなのでしょう。現場のほうでは即対応ということをされたんでしょうか。

学校教育課長

重大事案として教育委員会のほうに報告が上がっておりませんので、それぞれ単発的なものとして学校のほうではしっかりと指導しているものと思っておりますが、なお次回の教育委員会の際には詳細についてこちらで把握できたものをご報告したいと思っております。

教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

高橋委員

不登校児童の生徒数と、いじめの数というのは直接はイコールではないとは思いますが、やはり大きく関わっているのかなというのが1つ、質問です。

それから、不登校の理由として、いじめ以外の家庭的な理由とか、ほかの虐待とか、身体的なものとかいろいろあると思うんですが、その辺で教育委員会で把握している深刻度というのがどれぐらいなのかというのは、特にそれはお答えなくていいんですけれども、気になるところです。

そして2枚目の紙の、不登校児童に関する定期調査12月末というところの連携状況と、学習機会の確保状況のところ、連携なし、それから連携状況がなしと、学習機会が特になしという、この人数が同じ方かどうかというのも特にお答えは要らないんですけれども、同じ人だったりするとやはりちょっと深刻かなという、ちょっとこちらでつかめていないのかなというところが心配で、そういった場合には、学校教育課、教育委員会と、市とは関係のないところでこのお子さんたちは何かこう支援されているのかというのがとても気になるので、そこだけはちょっとわかったら、わかるかわからないかだけでもちょっと教えていただきたいんですが。

学校教育課長

県に対しての定期調査の報告の中身ということで記載をさせていただいておりますが、連携状況のところに関しましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと子ども課の家庭教育相談員等などのお力をお借りしながら児童生徒の復帰に関して様々な支援をしているところであります。連携なしというところが何もしていないということではございません。直接的にスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが携わる事案ではなかったというように解釈していただければと思っております。ですから、何もしていないというところではないというところをご理解いただければと思います。

また、学習機会の確保状況等につきましては、保健室登校であったり、全然学校に来れないという状況、各学校の児童生徒の状況は様々ではございますが、これについてはちょっと詳細について少し調べてご報告をさせていただければと思います。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

あとその学習機会ですけれども、以前も申し上げましたが、ICTで活用できて学習が進むんだったらそれも進めてみてはいかがかなと強く思います。

教育長

これからの課題ですね、取組の中身としては考えていかなければいけないので、はい。

では、よろしいでしょうか。すみません、時間があとないので、進めさせてください。

次の令和3年度喜多方市立の小中学校入学式については、本日の要綱の17ページ、18ページをご覧ください、ご自分のところを確認していただきたいと思います。

あとすみません、10番の連絡事項につきまして、令和2年度、それから3年度の教育委員会の開催日程が別紙であると思いますので、そこも確認していただければと思いますが、ここについて特に。

教育総務課長

すみません、1点だけ。

令和2年度の開会予定、今後の予定でございますが、3月の29日月曜日、16時からということで臨時会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この日につきましては、下の今後の日程の中の2つ目に教職員退職者離任式が13時から喜多方プラザで開催されますので、こちらにも出席をお願いしたいということでございますので、その終了後に臨時会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

学校教育課長 先ほどの入学式のご案内の18ページの記載にミスがございましたので、訂正お願いいたします。

要綱の一番後ろのページでございます。中学校の入学式の高橋委員と荒明委員の記載されているお名前の部分がそっくり逆にさせていただきたいというふうに思っておりますので、こちらのミスでございました。塩川中学校が教育長職務代理の荒明委員、山都中学校が教育委員の高橋委員ということで、記載ミスということでご報告いたします。申し訳ございませんでした。

教育長 今、3つの案件について、皆様方から何かございますか。

遠藤委員 例年、対面式ということで4月頭に行ったと思うんですが、今回は。

学校教育課長 教職員対面式は、コロナ感染予防のため行わないということにしたいと考えております。

教育長 よろしいですか。ほかにございますか。

 <なしの声あり>

教育長 ないということでありますので、以上で全て協議事項等、終わりたいと思います。

 閉会ということでよろしいですか。何か言い忘れたこと、ございませんか。よろしいですか。

 それでは、令和3年3月教育委員会定例会、これで閉じたいと思います。

 閉会時刻につきましては、15時25分ということでお願いいたします。

 ありがとうございます。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和3年5月13日

教 育 長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 荒 明 美恵子

二 番 委 員 大 森 佳 彦

三 番 委 員 遠 藤 一 幸

四 番 委 員 高 橋 明 子

教育総務課長補佐 安 藤 茂